

中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会資料

都市緑地保全法等の一部改正について

平成16年9月14日

国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課

1. 今後の緑とオープンスペースに係る政策課題

環境分野の課題への対応

地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等への貢献

都市再生への対応

ゆとりと潤いにおいに欠ける市街地、災害に脆弱な都市構造等の改善

豊かな地域づくりへの対応

地域の歴史・文化資源の活用による地域の活性化、観光、地域間の交流・連携強化

参画社会への対応

緑の保全、創出、管理・活用を通じた地域住民やNPO等の参画による協働の場や仕組みづくり

環境分野の課題への対応

地球温暖化 対策推進大綱

平成14年3月19日

地球温暖化対策
推進本部決定

温室効果ガス吸収源
対策としての都市緑化

ヒートアイランド 対策大綱

平成16年3月30日

ヒートアイランド対策
関係府省連絡会議

地表面被覆の改善、
クールアイランドの形成等

新・生物多様性 国家戦略

平成14年3月27日

地球環境保全に関する
関係閣僚会議決定

生物の生息・生育拠点と
なる公園緑地の確保

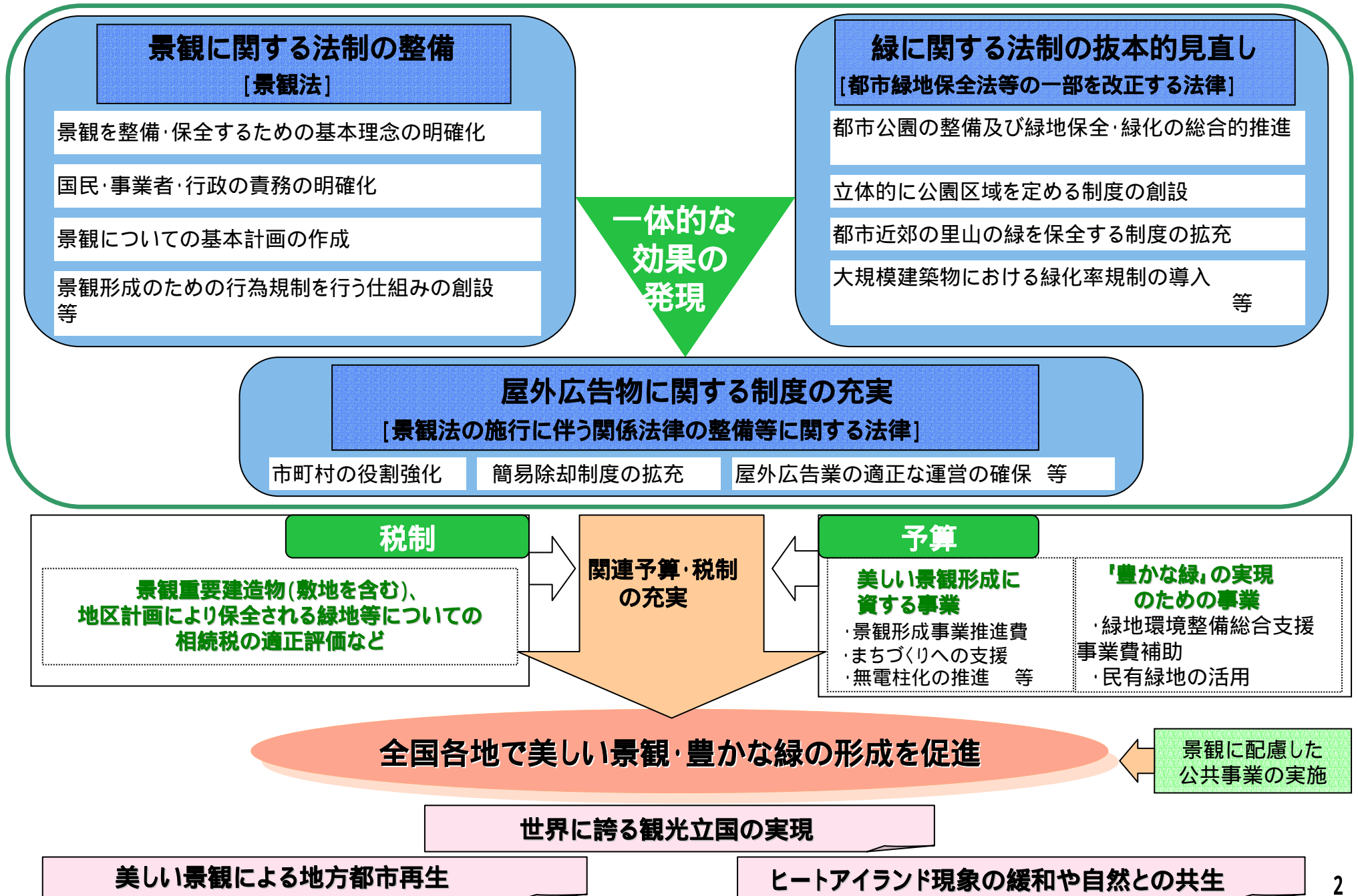
自然再生推進法

平成15年1月1日施行

環境の保全のための意
欲の増進及び環境教育
の推進に関する法律

平成15年10月1日施行

2. 景観緑三法の概要



3. 都市緑地保全法等の一部改正の背景

現 状

都市における緑の減少（特に民有緑地の減少）
首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）では1960年から2000年の40年間に農地・林地が約25%減少

課題提起等

社会資本整備審議会
公園緑地小委員会答申

美しい国づくり政策大綱



観光行動計画

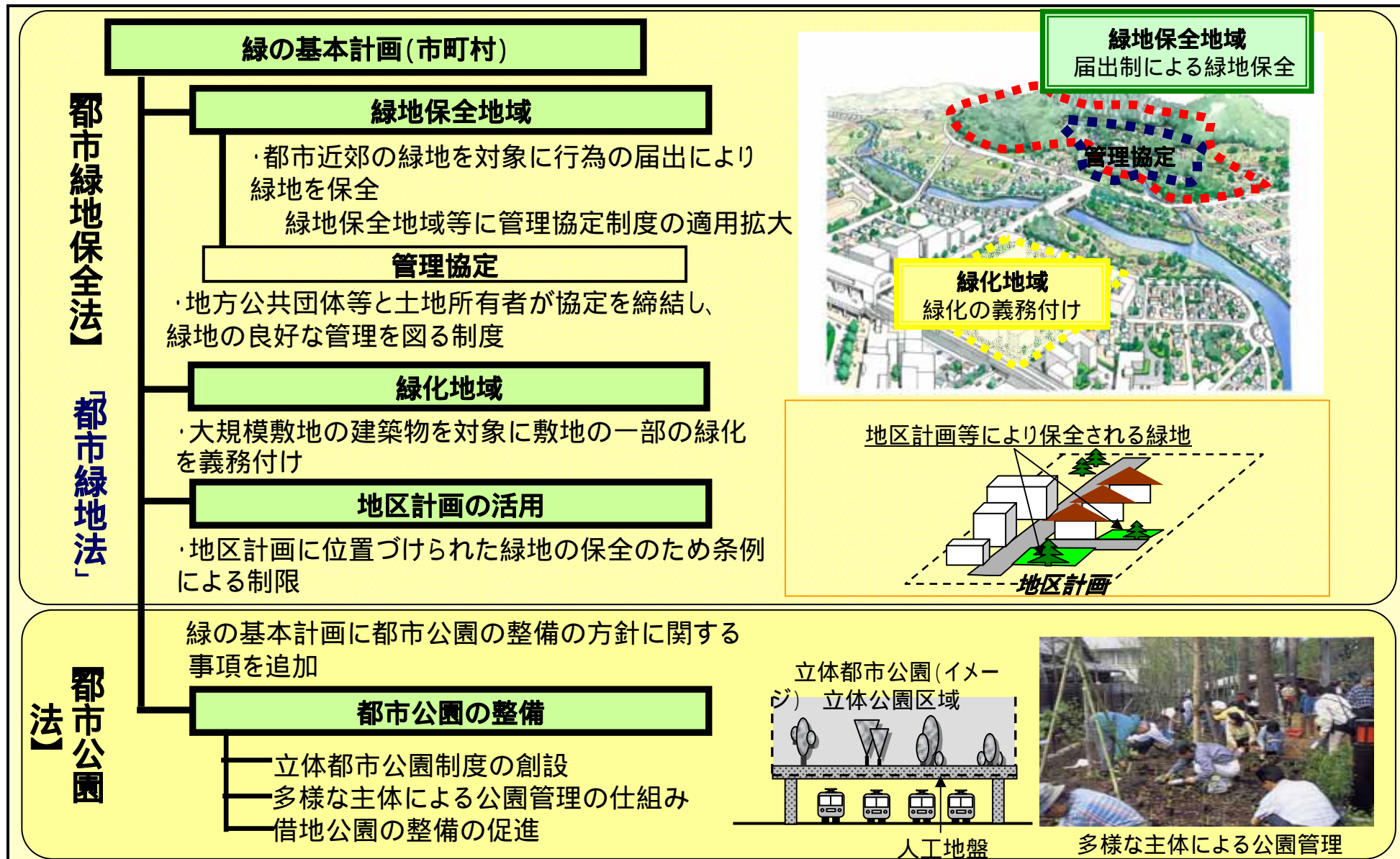
都市再生ビジョン

(参考) 社会資本整備審議会 公園緑地小委員会第2次報告(平成15年3月24日)
(法制度のあり方)

- ・緑地保全と都市公園整備を一体的に進めるための法制度
- ・届け出勧告制により都市近郊の緑地を保全する方策
- ・都市公園の区域を立体的に定める方策
- ・借地公園を推進するための方策
- ・地域住民の公園管理への参加を容易にする方策 等

4. 都市緑地保全法等の一部を改正する法律 平成16年6月18日公布

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設等所要の措置を講ずる。



5. 法律改正の主な内容

緑の基本計画制度の充実

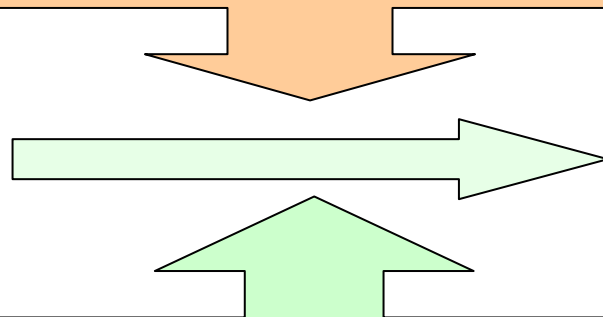
緑の基本計画

市町村が作成・公表する、都市の緑の保全・創出に関する目標・施策などを定める基本計画



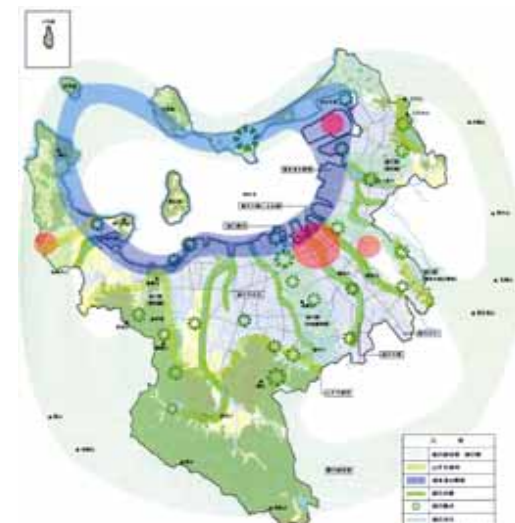
緑の基本計画に基づき、都市の緑化・緑地の保全等を計画的に推進

計画事項に、「都市公園の整備の方針」を追加



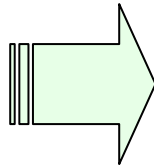
都市公園法においても、「緑の基本計画に『都市公園の整備の方針』を定めている場合には、緑の基本計画に即して都市公園の設置を行うものとする」旨を規定

「都市公園の整備」「緑化の推進」「緑地の保全」が一体となった総合的な施策展開により、効果的、効率的な都市の緑の創出・保全が実現



「緑地保全地域」制度の創設

大都市地域等における環境インフラの保全・再生
生物多様性の確保等に重要な里地・里山の保全

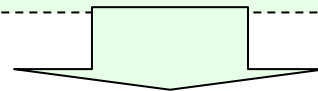


比較的広域な見地から、都市整備と調和した緑地の保全が必要

土地所有者等による土地利用と調和した緑地保全制度が必要



従来の緑地保全地区は「許可制」による現状凍結的な保全制度であり、こうした緑地の保全にはそぐわない



緑地保全地域制度

「許可制」よりも緩やかな行為規制である「届出・命令制」により、土地所有者等による土地利用と調和した緑地の保全を実現

個々の緑地の実情に応じて都道府県が緑地保全計画を策定し、行為規制の基準等について定める

行為規制に対し、通常生ずべき損失の補償は行うが土地の買取申し出はできない
緑地保全地区と同様に、管理協定制度が活用可能

地区計画等の活用

地区計画

地区レベルの市街地について、住民の意見を反映しつつ、細街路等の施設や建築物の形態、敷地などに関する事項を定めるもの
緑地の保全については、「現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項」を定めることができる

保全のための手段が規制力の弱い「届出・勧告制」にとどまっているため、地区にとって貴重な緑地が失われる恐れ

平成3年



平成13年

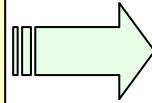


条例を定めることにより、市町村長の「許可制」とすることを可能に

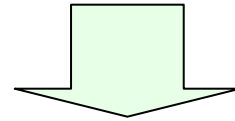
地区内の自然的環境を保全する上で貴重な屋敷林等の比較的小規模な緑地を、住民の合意を踏まえてきめ細やかに保全

「緑化地域」制度の創設

都市中心部などでは、都市公園の整備等の公的空間による緑の確保には限界



市街地の大半を占める建築敷地の緑化を強力に推進することが必要



緑化地域制度の創設

対象区域 「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域」において、地域地区として都市計画決定

規制の対象 敷地面積が政令で定める規模(1,000㎡程度を想定。ただし条例により対象規模を一定の範囲で引き下げることができることとすることを検討中)以上の建築物の新築・増築(従前の床面積の2割程度以上の増築を想定)

規制の内容 建築敷地の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務づけ(建築基準関係規定とみなす = 建築確認の要件となる)

* 緑化率の最低限度の上限 = 「敷地面積の25%」又は「1 - (建ぺい率 + 10%)」のうち小さい数値

* 地区計画により同等の緑化率規制が行える制度も創設

その他の改正事項

法律の題名の改正

「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改める

緑地保全地区の改称

「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める

市民緑地制度の充実

市民緑地制度の対象となる緑地に、人工地盤、建築物等の工作物に設置する緑地・緑化施設を追加

関連するその他の法令の改正の概要

首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律

近郊緑地保全区域における管理協定制度の創設

近郊緑地保全区域においても、緑地保全地区等と同様に、地方公共団体又は緑地管理機構が近郊緑地の所有者と協定を締結しその管理を行う「管理協定制度」を創設

都市計画法

地域地区の追加 緑地保全地域、緑化地域を地域地区に追加

地区計画等の法定計画事項の改正

地区計画等の区域内における建築物の緑化率規制及び現存する樹林地等に係る許可制の創設に伴い、地域地区の法定計画事項に「建築物の緑化率の最低限度」及び「現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項」を追加（後者は、従来は政令にて規定）

(参考) 法律改正関連予算～緑地環境整備総合支援事業～

・公園整備、緑地保全、都市緑化等の総合的な推進による水と緑のネットワーク（緑の回廊等）形成を支援

